中国の大国外交 「戦略パートナーシップ」をめぐって

慶應義塾大学 増田 雅之

はじめに

中国は一九九〇年代の後半に入り、外交の重点を大国関係に置きはじめた。中国は冷戦終結後の国際関係に決定的な役割を果たす主要なアクターとして、「一超四強」を想定しているからである。「一超」は唯一の超大国として生き残った米国であり、「四強」はロシア、EU、日本と中国である。とりわけアジア太平洋地域においては、米国、ロシアそして日本など大国との関係を重視した外交政策を展開している。

大国関係の一つの枠組みとして中国が重視し、進めているのが「戦略パートナーシップ(戦略夥伴関係)」の構築である。一九九六年四月にロシアとの間で「戦略協力パートナーシップ」を確立し、九七年一〇月には米国と「建設的な戦略パートナーシップ」の構築にむけた努力に合意が成立している。こうした大国との「戦略パートナーシップ」の特徴は、中国によれば影響力が一時的ではなく「長期的」であること、影響力が二国間だけではなく「全面(全局)的」であることなどである(1)。

くわえて、中国は一九九〇年代後半に入ってから、大国を対象とした「戦略パートナーシップ」のみならず、大国以外の国々とも「パートナーシップ」の構築を進めてきた。中国は、「パートナーシップ」を冷戦終結後の「新型の国家関係」であると位置づけている。中国版の外交青書ともいえる中国外交部が編纂した『中国外交(一九九八年版)』は、九七年の国際情勢について「大国関係の調整がかつてないほど活発で、二一世紀に向けた新型の国家関係を構築するという潮流を積極的に構築した」ことを強調していたのである(2)。

本稿は、近年の中国外交が重視している大国関係のキーワードであり、その枠組みとしている「戦略パートナーシップ」について検討しようとするものである。検討の焦点は、「戦略パートナーシップ」のモデルを提供したと喧伝されるロシアとの「戦略協力パートナーシップ」である。

- 一、一九九〇年代の中国外交における「パートナーシップ」概念
- (一)キーワードとしての「パートナーシップ」

一九九〇年代後半における中国外交のキーワードは、「パートナーシップ(夥伴関係)」である。銭其 外交部長(当時)は、九七年の中国外交について「中国外交は豊富な成果を得た1年であった」と語った(3)。中国外交の「豊富な成果」は、「鄧小平の外交思想を尊重し、独立自主外交を堅持した」ことである。「周辺国家との善隣関係が強化され、発展途上国との団結と協力がさらに堅固になり、西側先進国との関係も改善と発展があった」。とくに「大国との関係に全面的な改善と強化があり」、「新型の国家関係の確立を推進した」ことが中国外交の成果として語られた。

中国が強調する「新型の国家関係」とは、「パートナーシップ」のことである。つまり一九九

六年四月に中国がロシアとの間ですでに確立した「戦略パートナーシップ」のことである。「パートナーシップ」が「新型の国家関係」である理由は、李鵬総理(当時)によれば「平和共存五原則の基礎のうえに作られている」からである(4)。その「戦略パートナーシップ」が九七年一〇月には米国との間でも確立へ向けた努力について合意が成立し、「新型の国家関係」のモデルを提供した中国外交の「世界平和と発展を推進するための独特で積極的な役割」が強調されたのである(5)。

一九九八年に入っても「パートナーシップ」とりわけ大国関係におけるそれが強調された(6)。中国によれば、大国関係は3つの基本モデルに帰納できる。すなわち「パートナーシップ」、「同盟関係」そして「同盟でもパートナーシップでもない」状態がそれである。この大国関係における「パートナーシップ」すなわち「戦略パートナーシップ」は、「世界情勢の安定、経済発展および多極構造化の進展を促進させ」、「冷戦終結後における大国間の新型の関係」である。そして「戦略パートナーシップ」という「大国関係の基本モデルは、相当長期間にわたって継続する」と結論づけているのである。

(二)二国間関係の発展指標としての「パートナーシップ」

しかしながら、「パートナーシップ」という概念が、当初から中国外交のなかで意識的に使用されてきた訳ではなく、「新型の国家関係」を意味するものでもなかった。

ブラジルとの間にも「戦略パートナーシップ」を確立

「パートナーシップ」という言葉を中国が他国との関係で、はじめて使用したのはブラジルとの関係である。一九九四年八月に中国とブラジルとの国交二〇周年を記念して開催された式典で、原 駐ブラジル大使が前年に江沢民国家主席がブラジルを訪問した際、両国間の「長期にわたる友好協力の戦略パートナーシップ」について両国首脳が意見を交換したことを指摘していたのである(7)。中国側は、ブラジルとの「戦略パートナーシップ」を重視することを繰り返し言及してきた。九五年五月に李鉄映国務委員は、「中国はブラジルとの戦略パートナーシップの確立を非常に重視している」と述べていた(8)。さらに同年一二月には、李鵬総理はブラジルとの「戦略パートナーシップ」の確立と発展に賛同を表示していた(9)。江沢民主席もガルドソ大統領と会談した際に、「ブラジルと中国との協力関係は一般的な発展途上国の関係ではなく」、「国際政治経済新秩序の確立に重要な役割を果たす」と述べ、さらに両国の「戦略パートナーシップ」については「双務関係の一つの里程標であり、両国の友好協力関係の推進にとって重要な意義がある」と述べていたのである(10)。

この時点で中国は、ブラジルとの「戦略パートナーシップ」を「新型の国家関係」と位置づけていた訳ではなかった。中国が強調する「パートナーシップ」は、あくまでもブラジルとの「双務関係の一つの里程標」としての「戦略パートナーシップ」であり、「新型の国家関係」ということを意識していなかったのみならず、「戦略」という修辞も二国間関係のなかに限定されたものであった。

中露関係は「新型のパートナーシップ」に

一九九一年一二月二四日にソ連が解体した後のロシアと中国の間の関係については、その基本的枠組みは「善隣友好」であるといってよい。李鵬総理は九二年一二月にエリツィン大統領が訪中したことを受けて、中露関係が「新しい段階を開拓した」と述べた。しかし、「新しい段階」においても「平和共存五原則と『平等互恵、善隣友好』という八字方針の基礎の上に、両国の関係を発展させていくことを双方とも願っている」と述べ、関係の基本的枠組みが「善隣友好」であることを確認していた(11)。中露関係の基本的枠組みが「善隣友好」から「(建設的)パートナーシップ」に発展したと確認されるのは、九四年九月の江沢民国家主席によるロシア訪問である。江沢民・エリツィン両首脳によって発表された共同宣言は、「一九九二年の第一次首脳会談以降、中露関係は活力に充ちた順調な発展をとげ、両国関係はすでに新型のパートナーシップである」と述べていた(12)。しかし宣言の冒頭では同時に、「長期安定、善隣友好および互利協力の関係は両国人民の根本的利益であり、アジアと世界の平和、安定および繁栄とって有利であることを両国は確認した」と述べられており、従来の基本的枠組みである「善隣友好」の発展段階に、「新型のパートナーシップ」は位置づけられていたのである。

江沢民主席もロシア訪問前には、今回のロシア訪問の目的を「二一世紀に向けた善隣友好、互恵協力の中露関係の確立を探求し、両国の各領域における協力を新しい水平に高める」ことだと述べており、まだ「パートナーシップ」に特別の意味がこの時点では備わっていた訳ではなかった(13)。さらに中露関係を「建設的パートナーシップ」とすることを提起したのは中国ではなく、ロシア側であった。エリツィン大統領が九四年一月に江沢民国家主席へ宛てた親書においてはじめて提起したが、中国はこの提案をさほど重視してはいなかった。一月の時点でこの事実を『人民日報』紙は報じず、同年五月のチェルノムイルジン首相の訪中になってはじめて、ロシアによって「建設的パートナーシップ」が提起されていた事実が明らかにされたのである(14)。

そのほかの国々とも、中国は「新型の国家関係」ではなく、二国間関係の発展指標を示す「パートナーシップ」を一九九五年から九六年にかけて確立していた。九五年四月に、李鵬総理はフランスとの「長期にわたる戦略パートナーシップ」の確立を提案していた(15)。七月には、江沢民国家主席はハンガリーが中国を「戦略パートナー」と位置づけることを拒否しなかったのである。九六年に入るとパキスタンとは「全面的な協力パートナーシップ」、インドとは「未来に向けた建設的パートナーシップ」の確立に合意していたのである。

この時期(一九九四 九六年前半)において、中国は「パートナーシップ」という言葉を「新型の国家関係」とは意識せずに使用していた。「パートナーシップ」はあくまでも「二国間関係の発展指標」として使用されていたのであり、「戦略パートナーシップ」という概念も、その対象を「大国」と限定したものではなかったのである。

(三)国家関係のモデルとしての「パートナーシップ」

ロシアとの間に「戦略協力パートナーシップ」を確立

一九九六年四月二四日から二六日まで、ロシアのエリツィン大統領が訪中した。この時の首脳会談によって、中国とロシアは「戦略協力パートナーシップ」を「確立」した。江沢民主席はロシアとの「戦略協力パートナーシップ」の内容を、「長期にわたる善隣友好と相互尊重・信

頼、平等互恵の協力、共同の発展・繁栄」とまとめ、従来の「善隣友好」の上に構築された関係であることを確認していた。ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」の確立にたいして、中国は「新型の国家関係」という位置づけを当初はしていなかったのである。

さらに、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」の確立は、中国にとって新たな問題を提起することになった。ロシアとの「パートナーシップ」に「戦略」という修辞が付与されたことを受けて、中露同盟の回復を対外的に想起させる可能性が生じたのである。

中国は、原則的に「同盟」という二国間関係に反対している。中露関係の発展にかんしても、 銭其 外交部長は「いかなる状況が生じようとも、中国は如何なる国家とも同盟を結ばない」 と言明していた(16)。したがって、「同盟」という二国間関係に反対している中国が、「同盟」 とも受け止められかねない「戦略パートナーシップ」をロシアとの間で使用することにたいし て消極的であった。

「パートナーシップ」に「戦略」という修辞が付与されたのも、エリツィン大統領が北京に向かう飛行機の機内で提案したためであったという(17)。中露の「戦略協力パートナーシップ」が発表された共同宣言後の記者会見においても、江沢民主席は「建設的パートナーシップ」という表現に固執していた。さらに、本稿で以下検討するように、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」の「戦略」が意味する内容をめぐって、その評価が分かれていたのである。

くわえて「パートナーシップ (夥伴関係)」という概念自体がもともと、脅威を想定した同盟関係を前提としたものであった (18)。たしかに冷戦終結後は、同盟関係にない国家関係においても使用された。例えば、「戦略パートナーシップ」という言葉は、それまで敵対関係にあった米露関係およびロシアとNATOの関係を形容する言葉として用いられた (19)。

しかしながら、中国の米露間の「戦略パートナーシップ」にたいする評価は揺れていた。すなわち、米国は「旧ソ連および東欧地域におけるロシアの影響力を封じ込め(遏制)」、「米国主導による新たな欧州の安全保障メカニズムを構築しようとしている」。一方ロシアは、「国際舞台における地位の強化を目的としており」、米露の「戦略パートナーシップ」という関係は「パートナーではあるが、敵対もしている」関係と位置づけていたのである(20)。中国にとって「戦略パートナーシップ」という国家関係は、顕在的あるいは潜在的にせよ、脅威の存在と対抗を前提とした概念であったといえる。

「パートナーシップ」の再定義

一九九四年いらいの中露の「建設的パートナーシップ」が「同盟ではなく、第三国に向けられたものではない」ことを中国は明言していたが、とくに「戦略協力パートナーシップ」をロシアと確立したことを受けて、中国はその概念を再定義しなくてはならなくなった。

まず、「パートナーシップ」については、従来は「平和共存五原則を基礎にした新型の関係」という定義づけであったが、「同盟の性格をもたず、世界の多極化の進展のなかの新鮮な事物である」と再定義された(21)。

その「パートナーシップ」の一般的な特徴は、第一に「双方の協力が軍事同盟を目的とせず、 さまざまなレベルの共通利益に基礎をおくこと」である。つまり、「パートナーシップ」にある (目指す)国家関係の「共通利益はグローバルなものと二国間のものがあり」、「共通利益」の 分野は「政治、安全保障、経済貿易、エネルギー、科学技術」など多嶬にわたるものである。 特徴の第二は、「対抗の方式ではなく、対話による意見の相違や紛争の解決を目指すこと」で ある。たとえば、首脳会談の定例化などは、この特徴の具体的な事例と見なされている。そし て第三の特徴は「関係の発展が、第三国に向けられたものではない」ことであり、両国の関係 の発展が「第三国との関係を発展させることを妨げるものではない」とされている(22)。

とくに大国関係が目指すべき「パートナーシップ」が、「戦略パートナーシップ」の確立と見なされている。その「戦略パートナーシップ」の特徴は、第一に「長期性」でありで、関係が「臨時的ではない」ことであある。第二は「全局性」であり、「影響が世界的であり」、「世界全体ないしは地域の平和と安定に重大な責任を負っている」大国であることである。最後に「多様化」であり、「相互の関係が広範な領域にまたがっていること」とされている(23)。大国間の相互関係は「広範な領域にかかわっており、それは経済のみならず、政治、軍事、安全保障、イデオロギーなどの要素の重要性も無視できない」とされる。

二、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」をめぐる中国の議論 (一)「成果」としての「戦略協力パートナーシップ」

中露両国が「戦略協力パートナーシップ」の確立に合意したことを受けて、とくに「戦略」の意味をめぐって評価が分かれることになった。評価の一つは、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」を中露関係の「成果」として見なすものである。とりわけ、一九九六年四月の「国境地域軍事信頼醸成措置協定」(上海協定)という具体的な成果を高く評価するものである。

中露両国が「戦略協力パートナーシップ」の「確立」に合意したのに続き、中国とロシアおよび中央アジア三カ国(カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン)の元首は上海協定を調印した。翌日の『人民日報』評論員論文は、協定の意義をつぎのように高く評価した(24)。

この「政治軍事文書」が「関係国間の相互信頼を強化・拡大し、国境地域の安定の助けとなり、国境地域の経済発展に有利である」だけではなく、「アジア太平洋地域の平和、安定および安全保障に積極的な影響を与え、アジア太平洋諸国間の相互信頼を増進させ、善隣友好関係を発展させる試みであり、壮挙である」。さらにこの壮挙が、「中国が世界平和と安定の重要な勢力であり」、「いわゆる『中国脅威論』への強力な反証になるであろう」(25)。

中国は、アジア太平洋地域の平和と安定を発展させ、諸国の相互信頼を増進させ、善隣友好関係を発展させる「試み」と上海協定を評価してはいたが、「新型の国家関係」の「モデル」として未だ位置づけてはいなかった。

銭其 外交部長は一九九六年七月にジャカルタで開催された、ASEAN地域フォーラム(ARF)において講話を発表し、上海協定をつぎのように位置づけた(26)。すなわち、協定の署名は「アジア太平洋地域の平和と安定の保持とさらなる強化にとって、積極的な影響をうみだした」と高い評価を与えてはいたが、「新型の国家関係」との位置づけはしておらず、くわえてロシアとの「戦略パートナーシップ」にたいしても具体的に言及してはいなかった(27)。

中露関係の「成果」として、国境地域の信頼醸成措置を保障する上海協定が、とりわけ高く評価されたが、あくまでも「中国脅威論」にたいする反証として評価されたのであり、新型の国家関係」や「新たな安全保障」観にもとづくもの(後述)として位置づけられてはいなかっ

たのである。

ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」の具体的な事例として、上海協定を「新型の国家関係」と中国が位置づけたのは、一九九六年末であるといってよい。年末の『人民日報』紙の記事は、上海協定を「中国脅威論への反証」として位置づけず、つぎのように述べていた(28)。

中露両国は『平等と信頼の二一世紀に向かう戦略協力パートナーシップ』の確立を宣言した。この種の新型の善隣友好関係の確立は、両国の領導人のつくり出した歴史的な選択であり、両国人民の根本的な利益に符合する。中国とロシアおよび、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタンが署名した『国境地域軍事信頼醸成措置協定』は、国際社会に広く積極的な影響を与えた』。

(二)「目標」としての「戦略協力パートナーシップ」

いま一つの評価は、中露関係の「目標」として「戦略協力パートナーシップ」を理解するものである。一九九〇年代の中露関係は、上述した「成果」とともに、達成されなかった「目標」もある。たとえば経済貿易関係がそれである(29)。こうした成果の少ない分野の進展と新たな問題の解決を目指すという「目標」を強調するものである。

社会科学院東欧中亜研究所副所長の李静傑は、中露「戦略協力パートナーシップ」の基礎は、「対外開放政策に有利な『平和で安定した周辺環境』を創り出す」という中露両国の安全保障戦略が一致していることであり、「両国の経済貿易関係の発展は双方にとって有利である」という(30)。基礎の一つとして「自国の独立と主権を維持し、世界の多極化の発展を推し進めるために、国際事務における双方の協力が必要である」ことも述べてはいるが、「米国を頭目とする西側諸国が、ロシアを制約・弱体化させ、中国を『西洋化』・分裂させるという基本政策を、今後長期にわたって放棄することはあり得ない」とし、中露二国間の相互協力の必要性を強調している。

その中露の今後の相互協力のカギを握るのが、「二つの不均衡現象」への対応である。それは一つに、中露両国の政治関係の水平が高い一方で、経済関係の水平が低いことである(31)。いま一つは、両国の中央レベルの関係が良好である一方で、地方レベルで問題が生じていることである。

政治関係と経済関係の「不均衡現象」は、貿易総額の下降に現れている。一九九二、九三年の中露貿易は大幅な発展を示したものの、九四年の貿易総額は、史上最高を記録した前年の七七億ドルから、五〇億ドルに大幅に減少した。九五年後半になって、中露貿易は回復し始めたものの、「九六年のロシアと中国の貿易総額に占める双方の割合は、それぞれ五%、二.五%であり、両国の経済協力の規模は高くなく」、「潜在能力に符合しておらず、中露戦略協力パートナーシップに適応していない」とし、経済貿易関係の拡大が今後の課題との見方を提示している。

中央関係と地方関係における「不均衡現象」は、中国から極東露シアへの「移民」の増加が もたらすものである。「ソ連解体後、国境地点が開放され、ノン・ビザ制度を中露が実行し」、 「多くの中国人がロシアに流入し」、「なかにはマナーの悪い人々や少数ではあるが犯罪分子が いた」。これと同時に「中国の劣質な商品が大量に流入し、消極的な影響をもたらした」。その 結果「ロシアの学者たちの間で反"黄禍"の風潮が生じ」、「両国人民の相互信頼の強化にとって明らかに有害であった」。

これら「不均衡現象」の解決へ向けた両国の取り組みが、中露「戦略協力パートナーシップ」 の発展の「カギ」であると見なされていたのである。

三、国家関係のモデルとしての中露「戦略協力パートナーシップ」

(一)相互安全保障の制度化と「新たな安全保障」モデルの提起

一九九七年に入り、中露関係はさらなる進展をみた。九六年四月の上海協定につづき、国境地域にかんして、中国とロシアおよび前述の中央アジア三カ国の元首が、モスクワで九七年四月に「国境地域兵力相互削減協定」(モスクワ協定)に調印したのである(32)。国境地域兵力削減交渉は、中ソ国交正常化後の八九年一一月に「中ソ外交・軍事専門家小組」による第一回交渉がモスクワですでに開始されており、ソ連解体後は、中国を一方とし、ロシアおよび中央アジア三カ国を他方とする代表団による交渉が九二年三月に再開されていた(33)。

モスクワ協定の調印にかんして、江沢民主席はつぎのように述べ、きわめて高い評価を与えた(34)。モスクワ協定の調印は「五カ国間の相互信頼の生き生きとした体現である」。協定は「アジア太平洋地域にとって軍事力の相互削減にかんする最初の国家間文書となり、重大な政治的・軍事的意義を有する」。さらに関係国間のみならず、「アジア太平洋地域ないし世界の平和、安全および安定にとって冷戦思考とは異なるモデルを提供し、国家間の相互信頼の増進にとって一つの有益な道すじを開拓した」と述べ、「新しい安全保障」および国家関係「一般」のモデルであることを強調していたのである。

さらにエリツィン、江沢民両首脳は「世界の多極化と国際新秩序樹立についての中露共同声明」を発表し、両国が「戦略協力パートナーシップ」であるとともに、国連の安保理常任理事国として「国際社会に共通の責任を負っている」ことが強調されていた(35)。

声明は第一に、両国が「パートナーシップの精神を踏まえて、世界の多極化の発展と国際新秩序の確立を推し進めることに努める」ことを宣言する。「国際関係には冷戦の終結、両極体制の消滅という大きな変化が生じ」、「多極化」、「多様化」、「平和と広範な国際協力」を主張する勢力はいっそう増強されており、「相互に尊重し、平等互恵であることを求めて、覇権主義と強権政治が不用となっており」、「対抗と衝突をしてはならない」。

第二に、世界の多極化の発展と国際新秩序の確立を推し進めるためには、「『冷戦思考』をふりすて、ブロック政治に反対しなければならず」、「新たな、普遍的意義をもつ安全観を確立する」ことを主張したうえで、中国とロシアおよび中央アジア三カ国が調印した、上海協定およびモスクワ協定は「大きな意義を有しており、冷戦後の地域の平和、安全と安定を求めるモデルとなることができる」。

さらに、中露が「戦略協力パートナーシップ」を樹立し、「新型の長期にわたる国家関係」を確立することは、「国際新秩序を確立するうえでの重要な実践である」と結論したのである。

この声明によって、中露両国は「戦略協力パートナーシップ」を、上海協定やモスクワ協定 という具体的な事例を有した、冷戦終結後の「新型の国家関係」のモデルとして明確に位置づ けたのである。

(二)「戦略協力パートナーシップ」形成の内在的要因と外在的要因(36)

中国における「成果」および「目標」としての「戦略協力パートナーシップ」を強調するいずれの見方からしても、中露両国の内在的要因が、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」を「新型の国家関係」と位置づける高い評価を「形成」したと考えるには留保が必要である。

前者の見方は、「国境画定協定」、「国境地域信頼醸成措置協定」および「国境地域兵力相互削減協定」などの中露間の相互安全保障の制度化を高く評価するものである。中国はロシアと四三〇〇キロにおよぶ国境を有し、一九六〇年代に両国は国境地域の領土をめぐって武力衝突にまでに至った。これらの協定によって中国はロシアとの間に、相互安全保障の制度化を実現した。相互安全保障の制度化は、武力による「対抗」ではなく、交渉という「対話」によって実現したのであり、それ自体「同盟」ではない「新型の国家関係」という評価に値するものではある。しかしながら、ようやく実現した相互安全保障の制度化を、もともと「同盟」関係を背景とする「戦略パートナーシップ」という概念によってこれを表現する必要は存在しない。

他方、後者の見方からすれば、中露関係には、経済関係、地方関係などいくつかの重要な問題が存在する。さらに「戦略」という修辞の使用によって、依然として問題の存在するロシアとの関係が「同盟」関係として、対外的に想起され、国際社会との関係悪化を招来しかねない(37)。「目標」を強調する立場からしても、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」の「形成」をもたらしたとは考えられないのである。

「新型の国家関係」と位置づけられるロシアとの「戦略協力パートナーシップ」を形成するには、「同盟」への反対という原則を中国が放棄するか、「戦略パートナーシップ」という言葉を強調することが必要な外在的要因が存在したかのいずれかである。中国による「同盟」への反対という原則の放棄は考えられないのであり、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」を形成を促進した要因は後者であり、つづいて検討する中国の国際情勢認識の変化がそれである。

四、「戦略パートナーシップ」形成の促進要因としての国際情勢認識

(一) 冷戦終結後の国際情勢認識 「多極化」

冷戦終結後の中国の国際情勢認識は、一九八八年一二月の共産党政治局会議で確認された認識を基礎としている。すなわち「全世界は対立から対話へ、緊張から緩和へ向かっており、世界平和の擁護、発展の促進に有利な新しい時期が出現する可能性」を一貫して主張している(38)。

「全世界は対立から対話へ、緊張から緩和へ向かって」いる要因は、一つに一九八七年に中 距離核戦力全廃条約(IMF全廃条約)が締結され、米ソ関係が緩和に向かっていることであ った。いま一つに、国際事務における世界的な軍事対立の影響が相対的に弱くなり、経済と科 学技術の発展による「総合国力」の競争が日増しに重要になってきていることである。その結 果、米ソ両国の経済的地位が相対的に低下し、「多極化」が発展している、とみていた(39)。

その後の中国をとりまく国際環境は一方的に「緊張から緩和へ向かって」いったわけではないが(40)、「多極化」潮流の進展という国際情勢認識は継続された。なぜなら「ロシア、欧州諸国および発展途上国はいずれも独自の役割を果たすようになっていおり、相互に制約し合っ

ている」からであり、米国の「国際問題を主導する能力が大幅に低下した」からである(41)。よって大国関係にかんしても、「一超四強」の「大国間の勢力圏は新たに確定されておらず」、「争奪や勢力圏を確定する闘争が今まさに展開されている」のであり、「勢力圏を確定する闘争」は「かなり長期にわたり」、少なくとも今世紀末まで続くとみられた(42)。

(二)日米安全保障体制の強化と米国による「一極」主導論

一九九五年に入ってから、「かなり長期にわたる」とみられた大国関係の「勢力圏を確定する闘争」に変化が生じた。米国による同盟戦略の確定とそれによる米国の「一極支配」の圧力の高まりがそれである。欧州においては九四年一二月に、ブタペストの首脳会談において、NATOの東方への拡大戦略が決定した。一方、アジア太平洋地域においても、九五年二月の米国防総省は『東アジア戦略報告』で、「米国がアジア太平洋地域に一〇万人の軍事プレゼンスを維持する」ことを宣言し、九六年四月には「日米安全保障共同宣言」によって冷戦終結後の日米安保体制の役割と機能を対ソ抑止から地域の安定装置へ変化させ、強化することが決定された(43)。

とりわけ日米安保体制の強化は、中国の基本的な国際情勢認識である「多極化」の阻害要因となり、国際情勢の「多極化」をめぐる中国内の議論は混乱することになる。日米安保共同宣言後の『人民日報』は、「共同宣言には法的拘束力がなく、宣言は過去の方針を改訂することを表明したにすぎないだけで、まだ現実のものになったわけではない」と指摘し、米国による「一極支配」の具現化を否定した(44)。しかし同時に、米国の「国際問題を主導する能力が大幅に低下し」、「多極化が進展している」ことに疑義を唱える議論も多く見られた。

国務院国際問題研究センター常務理事の郭震遠は、「米国の実力が比較的長期にわたって首位にある」ことを認め、「日本、欧州、中国、ロシアと米国の距離は不断に縮小するが、予見しつる期間のうちに米国の水準に全面的に接近すること不可能である」と米国の地位の低下を否定している(45)。社会科学院米国研究所の楊達洲もまた、「欧州と日本は五年来の経済衰退を脱することができず」、「中国は迅速な経済発展のため、国力をかなり高めたが、各方面を考慮すると」いずれも「一極」たり得ず、「米国が唯一『一極』の地位を保有する資格を有する」とみる。「かなり長期にわたる」とみられた「一超四強」の「勢力圏を確定する闘争」についても、彼は米国を唯一の「超大国」とする時期が、今後ながければ三〇年続くとし、「すでに新しい構造が成立している」と主張した(46)。米国による「一極」主導論が提起されたのである。

中露関係においても米国の「一極支配」にたいする警戒感を明らかにしていた。一九九四年 九月の中口共同宣言では、「覇権主義と強権政治に反対し、対立的な政治・軍事・経済ブロック に反対する」と指摘されるに留まっていたが、中露の「戦略協力パートナーシップ」の「確立」 に合意した際に発表された共同宣言は「世界は太平ではない。覇権主義、頻繁な圧力、強権政 治は依然として存在し、ブロック政治は新たな姿をとっており、世界の平和と発展はなお重大 な挑戦に面している」と述べ、米国の「一極支配」の圧力を強調していたのである(47)。

(三)「対抗モデル」としての中露「戦略協力パートナーシップ」の再評価 しかしながら、「一超四強」による「勢力圏を確定する闘争」が終了し、米国を唯一の「超大 国」とする国際権力構造が成立したと、中国は公式に見なすことはできない。なぜなら中国の基本的な国際情勢認識である「多極化」潮流の否定につながるからだ。そして同時に、日米安保体制の強化やNATOの東方拡大にみられるような「軍事ブロックを強化・拡大したりして、自国の戦略的利益を守るために軍事的手段を行使することを放棄していな」(48)米国の行動を、中国は座視する訳にもいかない。

まず国際情勢認識にかんしては、一部で提起されていた米国による「一極」主導論は否定され「多極化」潮流が再度、強調された(49)。「一九九六年は二極体制終結後の世界が多極化世界に向かう歴史的な時期のなかの過渡的な一年であった」(50)。大国関係についても、「大国関係の調整」が「未来の世界構造のゆくえを決定する核心の要素となる」。米国の「一極世界」を確立するという試みは、「世界各国とりわけ大国の断固とした反対を受けており」、世界は「多極化という新しい構造に向かっている」。中国国際戦略学会高級顧問の黄政基は、一部で提起されていた米国による「一極」主導論を「世界の戦略枠組みが多極化に向かって発展している見方を根本から否定する」ものと全面的に批判した(51)。世界の「多極化の趨勢は抵抗・拒否できない」もので、「大国が世界を主宰するという観念は時代遅れになっている」と主張し、米国の「一極」主導による「勢力圏を確定する闘争」の終了を否定したのである。

米国による「世界覇権政策の強化は同盟国を含む世界中の国家による排斥を受けた」。これは「世界と地域における多極化の趨勢が加速して発展していることを根本的に反映したものである」(52)。

米国の「覇権主義」の強化が「世界中の国家による排斥を受けた」ものの、米国がその「基本政策を、今後長期にわたって放棄することはあり得ない」(53)。日米安保体制の強化やNATOの東方拡大といった、米国による「一極支配」の圧力の高まりが「時代遅れ」の観念であり、世界の「多極化の趨勢は抵抗・拒否できない」としても、大国関係が世界の「多極化」を左右する「核心の要素」であることに変化はない。なかでも「一極支配」の圧力を強める米国が、「多極化」を目指す中国外交の中心の対象となる。

こうした圧力に抗するために強調されたのが、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」であり、一九九七年四月に中露両首脳が発表した「世界の多極化と国際新秩序樹立についての共同声明」である。声明では、すでに指摘したようにその冒頭で両国は、同盟関係の強化ではなく「パートナーシップの精神を踏まえて、世界の多極化の発展と国際新秩序の確立を推し進めることに努める」と述べられ、「覇権主義と強権政治が不用となっている」ことが強調されていたのである。

具体的には、日米安保やNATOを念頭に置き、「『冷戦思考』をふりすて、ブロック政治に 反対しなければならず」、「新たな、普遍的意義をもつ安全観を確立する」ことを主張したうえ で、中国とロシアおよび中央アジアが調印した、上海協定およびモスクワ協定を「冷戦後の地 域の平和、安全と安定を求めるモデル」と想定していたのである。

ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」は、日米安保やNATOといった米国を「頭目」とする「同盟」にたいする「対抗モデル」として提起されたことは明らかである。さらに一九九七年九月に日米両国が新たな「日米防衛協力のための指針」を策定したことにたいして、中国は強い反発を示した。銭其 外交部長は、国連演説において軍事同盟にたいする批判を強め、

「パートナーシップ」をつぎのように強調していた。

すなわち「世界構造が多極化に向かっている歴史潮流」のなかで、「軍事集団を拡大し、軍事 同盟を加強することは安全を保障する助けにはならない」。「平和共存五原則を基礎に国家関係 を建立し、各国は自国の国情から発展の道を選択する権利を有し、いかなる国家であれ他国の 国内政治に干渉することには応じられない」と述べ、「これが世界と地域の安全保障の政治的前 提だ」と指摘したのである(54)。

(四)「戦略協力パートナーシップ」から「戦略パートナーシップ」へ

中国にとって、ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」は米国を「頭目」とする「軍事同盟」にたいする「対抗モデル」として提起されてはいたが、中国自身がこれを「新型の国家関係」というように、米国への対抗を全面に出していた訳ではない。

世界は「さらに多極化の趨勢に向かっている」のであり、米国の「覇権主義」は「多極化」という歴史潮流のなかでは「局部的」なものにとどまり、そうした国際政治における「観念」すなわちイデオロギーおよび地政学的な要素が高まったものの、なお「経済的利益の大国関係におよぼす影響は日増しに高まってきている」(55)。

イデオロギーおよび地政学的な要素が高まったものの、「経済的利益」が大国関係に及ぼす影響が大きいという観点から中国は、大国関係には「競争と協力が同時に存在し、摩擦と妥協が並存し、対話も増え、相互に牽制し、相互関係にはますます深層レベルで変化が生じている」とみる(56)。大国関係における「戦略的調整」の方法においては、「協調と協力を強化する側面が比較的突出している」とみることになるのである。

米国との関係においても、中国は米国の「一極支配」の政策と、その背後にある「中国脅威論」を、銭其 外交部長は「ときどきの不調和の声」と位置づける(57)。米国は「最大の先進国」であり、中国は「最大の発展途上国」である。「両国はアジア太平洋地域と世界の平和と安定を擁護し、全世界の経済繁栄を促し、人類環境を改善するなど多くの重要な問題にたいし共通の責任を負っている」。「各分野における協力を強化する潜在力は小さくなっているのではなく、引き続き拡大されている」と述べ米中間の協調的な側面を強調していたのである。

したがって、米国は「軍事ブロックを強化・拡大したりして、自国の戦略的利益を守るため に軍事的手段を行使することを放棄していない」にもかかわらず(58) 実際の行動面では対米 関係の改善がはかられるのことになる。

また中国の「外交活動の根本的任務は改革・開放と社会主義現代化建設のために奉仕し、かなり長期間にわたって平和な国際環境と周辺環境を勝ち取ることである」。こうした論理によって、米国や日本などとの「経済を中心とする」協調関係の保持が可能になるのであり、そうした大国をも包含する、協調的な大国関係の枠組みとして「戦略パートナーシップ」が「新型の国家関係」として「再定義」されたのである。

おわりに

一九九〇年代後半以降の中国による大国重視の外交政策は、まず第一に中国外交が基本的に 協調的であることを示している。そうした協調的な大国重視の外交政策を可能にしたのが、国 際情勢における「多極化」が主要潮流になりつつあるという認識である。

しかしながら、「多極化」潮流が一方的に進展していたわけではない。たとえば、日米安保体制の強化やNATOの東方拡大は、中国国内において米国による「一極」主導論、あるいは米国の「単独覇権」論という見方を生み出したのである。こうした米国の同盟戦略を基礎とする「一極支配」の圧力への対抗モデルとして評価されたのがロシアとの「戦略協力パートナーシップ」であった。

しかしながら、米国による「一極」主導を求める「基本的な政策に変化が生じることは難しい」。また中国が未だ発展途上国であり、「外交活動の根本的任務が改革・開放と社会主義現代化である」。したがって、米国との協調関係を無視するわけにもいかない。そのため、「多極化」が継続して強調され、その協調的側面が強調された。

このように、中国自身と米国の政策にたいする現実を認めたうえでなお、「多極化世界」という中国の理想の実現を目指した枠組みが「戦略パートナーシップ」なのである。したがって、「戦略パートナーシップ」は、「経済を中心とする」国際秩序を是認しながらも、同時に長期的には既存の国際秩序の打破を目指すという、二律背反する認識と目標を内包した枠組みであり、とりわけ米国の動向如何によって動揺せざるを得ないものである。米国との「建設的な戦略パートナーシップ」の確立に向けた努力に合意が成立した一九九七年末の『解放軍報』紙は「中国は世界でさらに大国としての地位を確立し、世界の旧枠組みを打破する」勢力になった、と述べていたのであり、打破される「世界の旧枠組み」は「米国を頭目とする」既存の国際秩序なのである(59)。

注

- (1) 一九九八年一一月に江沢民国家主席が訪日し、「二一世紀に向けアジア地域の平和と発展のために貢献する友好協力パートナーシップ」の構築に日中両国は合意した。日中間の「友好協力パートナーシップ」は、「二一世紀に向け」られた長期的で、「アジア地域の平和と発展のために協力する」ことをめざして確立された関係であり、その影響は二国間だけでなく地域全体の経済面の「発展」のみならず、安全保障面の「平和」にもおよぶ全面的な「パートナーシップ」である。日中間の「友好協力」関係は、もちろん中国と米露との「戦略パートナーシップ」とまったく同じではない。しかし、「戦略パートナーシップ」に内容的に近い関係と位置づけられている。
- (2)中華人民共和国外交部政策研究室編『中国外交一九九八年版』(世界知識出版社、北京、一九九八年)、一頁。
- (3)「多極化進程加快中国外交成果豊碩」『人民日報』一九九七年一二月一八日。
- (4)「李鵬総理答中俄記者問」『人民日報』一九九五年六月二九日。
- (5)『人民日報』一九九七年一二月一八日前掲記事。
- (6)趙剛箴「大国関係『夥伴熱』」『人民日報』一九九八年四月二一日。つぎの文献も参照されたい。 王岩「大国関係深刻調整多極趨勢加速発展:一九九七年国際形勢回顧」『人民日報』一九九七年一二 月一七日。
- (7)「我駐巴大使挙行盛大招待会」『人民日報』一九九四年八月一一日。
- (8)「巴西副総統会見李鉄映」『人民日報』一九九五年五月二五日。
- (9)「李鵬総理会見 多佐総統 賛同中巴建立並発展戦略夥伴関係」『人民日報』一九九五年一二月一四日。

- (10)「江沢民与 多佐総統会談」『人民日報』一九九五年一二月一四日。
- (11)「李鵬同葉利欽会談」『人民日報』一九九二年一二月一九日。
- (12)「中俄聯合声明」『人民日報』一九九四年九月四日。
- (13) 文継華「在出訪前夕分別接受俄羅斯法国記者・・」『人民日報』一九九四年九月一日。
- (14) 文継華「江沢民会見俄羅斯外長」『人民日報』一九九四年一月二九日、および黄慧珠「中俄 関係穏定発展」『人民日報』一九九四年八月三〇日。九四年一月二八日に江沢民国家主席がロシアの コーズィレフ外相と会談した際に受け取ったエリィツイン大統領からの親書に中露「建設的パート ナーシップ」の構築が提起されていたが、翌日の『人民日報』は親書の受け取りについては報道し ていたが、ロシアによる「建設的パートナーシップ」の提起については触れられていなかった。
- (15)「李鵬総理会見仏国外長」『人民日報』一九九六年四月一二日。
- (16)劉徳喜・孫岩・劉宋斌『蘇聯解体後的中俄関係』(黒龍江教育出版社、哈尓濱、一九九六年) 九五頁。
- (17)「戦略」という修辞を中露の「パートナーシップ」に付与することは、ロシア側からの提案 であったようである。社会科学院東欧中亜研究所の李静傑副所長は、エリツィンが北京に向かう機 内で提案したことを指摘している(李静傑「試論中俄戦略協力夥伴関係」『東欧中亜研究』一九九七 年第二期、四頁)。
- (18)『人民日報』に初めて「夥伴関係」ということばが現れたのは、「"消息報"外交観察家評美英 仏三外長会議・・」『人民日報』一九五三年七月一三日。
- (19)米露首脳は一九九四年一月にモスクワで「モスクワ宣言」を発表し、米露関係が「平等、互 恵、相互の国益尊重に基づく『成熟した戦略パートナーシップ』の新しい段階に入った」と述べて いた(『読売新聞』一九九四年一月一五日)。
- (20) 鮑世紹「蜜月已過、婚姻尚存:変化中的俄関係」『人民日報』一九九四年三月二二日、劉永 平「調高気不足:美俄"夥伴関係"成熟了 ?」『世界知識』一九九四年第五期、二 四頁、および周 小毛「当然大国之間関係発展的新態勢」『学習導報』一九九六年第六期、二二 二三頁。
- (21) 俞暁秋「正在形成的"新安全観"」『世界知識』一九九七年第二四期、四 五頁。
- (22)注21に同じ。
- (23)「中国与俄美法皆為舗夥伴」『文匯報 (海外航空版)』一九九七年一一月六日、および「什麽 是"戦略夥伴関係"?」『解放軍報』一九九八年一月一二日。
- (24) 本報評論員「挙世矚目的協定」『人民日報』一九九六年四月二七日。
- (25) 一九九二年末の全国人民代表大会常務委員会における「領海法」の制定以降、南シナ海の領 土・領海をめぐって周辺諸国との間で摩擦が顕著となり、「中国脅威論」が高まった。また冷戦終結 後、アジア太平洋地域では、米国の段階的な兵力削減構想が明らかにされ、東南アジア諸国から「力 の真空」にたいする懸念が高まったことが初期の「中国脅威論」の背景にあった。さらに九二年以 来の中国の急速な経済成長、軍事力の近代化、核実験の継続が「中国脅威論」を加速させた。九六 年三月には台湾総統直接選挙をにらんで、中国が台湾海峡付近にミサイル演習を実施したため、「中 国脅威論」がことさら高まっていた。
- (26)「銭其 在東盟地区論壇会議上発表講話」『人民日報』一九九六年七月二四日、および「銭其 在東盟与対話国会議上発表講話強調亜洲国家」『人民日報』一九九六年七月二五日。
- (27)遅浩田国防部長もまた上海協定の意義を高く評価していた。しかしながら、あくまでも「『中 国脅威論』を撒き散らすものにたいする有力な反証」として評価していた。馬桂花「遅浩田会見塔 国防部長」『人民日報』一九九六年九月一八日、張榮典「遅浩田同白俄羅斯国防部長会談」『人民日 報』一九九六年九月二四日、および張榮典・劉朝暉記事『人民日報』一九九六年一〇月二四日。
- (28)「国際形勢風雲変幻中国外交碩果累累」『人民日報』一九九六年一二月一六日および「本報編 輯部和中央電視台聯合評出一九九六年十大国際新聞」『人民日報』一九九六年一二月三〇日。
- (29)一九九二年一二月のエリツィン大統領の訪中期間中、中国側は経済協力の原則として示す「平 等互恵」が中露間の会議おいて頻繁に使用した。この期間中、科学技術協力協定など二四の協力文

書が調印された。ただし、新聞発表では二四のうち一〇文書が発表された。「中俄両国簽署二〇多合作協定」『人民日報』一九九二年一二月一九日。

- (30)李静傑「試論中俄戦略協力夥伴関係」『東欧中亜研究』一九九七年第二期、三 一五頁。
- (31) つぎの文献も参照されたい。観察家「東亜角遂中的中俄関係」『中国経済時報』一九九六年四月二六日、および石沢「新しい中口の建設的パートナーシップ」『北京週報』一九九六年第一七号、八 一四頁。
- (32) モスクワ協定は公表されていないが、そのおもな内容は次の五点である。第一に、善隣友好にふさわしい最低限のレベルまで国境地域の軍事力を削減し、もっぱら防衛性の兵器にする。第二に、相互に武力の使用および武力による威嚇を行わず、一方による軍事的優位を求めない。第三に、国境地域に配備している武力は相互に進攻しない。第四に、国境地域に配備している陸軍、空軍、防空軍航空兵、辺境防衛部隊の人員および主要武器の数量を削減・制限し、削減後に保有する最高限度の兵力、方式および期限を確定した。第五に、国境地域の軍事力にかんする資料を交換し、協定執行状況の監督を行う。薜君度・ 広程主編『中国与中亜』(社会科学文献出版社、北京、一九九九年) 二二〇 二二一頁。
- (33)田曽佩主編『改革開放以来的中国外交』(世界知識出版社、北京、一九九三年)、三三〇頁。
- (34) 薜君度・ 広程主編、前掲書、二二一頁。
- (35)「中俄関于世界多極化和建立国際新秩序聯合声明」『人民日報』一九九七年四月二四日。
- (36) ロシアとの「戦略協力パートナーシップ」の「確立」に合意した時点では、中国は未だこれを「新型の国家関係」のモデルとして位置づけてはいなかった。中国がロシアとの「戦略協力パートナーシップ」を「新型の国家関係」のモデルとして位置づけるようになったことを含めて、本稿では「形成」と表現している。
- (37)中露関係に存在する問題を重視し、「同盟」関係を想起させやすい「戦略パートナーシップ」 それ自体に意味を見出さない考え方も存在する。著者による北京大学教授の張寶煦氏へのインタビューによる(東京三田、一九九九年一二月一八日)。
- (38)「中央政治局挙行第一四次会議討論国際形勢和我対外工作」『人民日報』一九八八年一二月二四日。八七年一〇月の党一三全大会以後、中央政治局とその常務委員会は国内外の政策決定を処理するようになってきている。とくに政治局は重要な政策決定にかんして中心的な役割を果たしつつあり、八七年一一月以来毎月一回ないし二回の全体会議が定期化してきていた。八八年一二月の政治局全体会議は八七年一一月以来一四回目であり、外交を議題とした初めての会議であった。
- (39)「世界進入相対緩和的階段」『宦郷文集』(世界知識出版社、北京、一九九四年)一四六二 一四六八頁。
- (40) 一九八九年六月には天安門事件が発生し、米国を中心とする西側諸国が中国にたいして経済制裁を実施した。九一年に入ると湾岸戦争が勃発し、米国を中心とする多国籍軍が投入され、米国の圧倒的な軍事力が誇示された。さらに九一年末にはソ連が解体してしまうのである。そのため、九二年三月の第七期全国人民代表大会第五回会議における政府工作報告で李鵬総理は、「世界の旧い枠組みはすでに消滅したが、新しい枠組みはまだ形成されておらず、世界は多極化の方向へ向かっている」とはいうものの、世界は「依然として安泰ではあり得ない」と述べざるを得なかった。李鵬「政府工作報告」『人民日報』一九九二年三月二一日。
- (41)国際問題研究所所長の楊成緒および国務院国際問題研究センター常任幹事の万光の国際情勢シンポジウム(一九九四年一二月二七日)での発言(『北京週報』一九九五年第四号)。
- (42)陳啓懋「冷戦後大国政治角遂的新動向」『求是』一九九五年第六期、三九 四四頁、および 何方「亜太形勢大国関係」『国外社会科学状況』一九九六年第一期、四頁。
- (43)日米安全保障体制の強化にたいする中国の認識と反応を検討したものとして、小島朋之「中国は日米安保見直しを警戒」『東亜』第三四八号(一九九六年六月号) 四九 六六頁、高木誠一郎「冷戦後の国際権力構造と中国の対外戦略 日米安保再確認をめぐって」『国際問題』第四五四号(一九九八年一月号) 二 一四頁、高木誠一郎「冷戦後の日米同盟と北東アジア 安全保障ジレン

マ論の視点から」『国際問題』第四七四号(一九九九年九月号)二 一五頁。

- (44)「美日加強安保欲何為?」『人民日報』一九九六年四月一九日。
- (45)郭震遠「利益重合与衝突日益明顕」『世界知識』一九九六年第二四期。
- (46)楊達洲「一超四強的多元格局」『世界知識』一九九六年第二四期、四頁。
- (47)「中俄聯合声明」『人民日報』一九九六年四月二六日。
- (48)劉華秋「為争取和平的国際環境而努力」『解放日報』一九九七年一一月三日。
- (49)中華人民共和国外交部政策研究室編『中国外交一九九七年版』(世界知識出版社、北京、一九九八年) 一 二頁、同編『中国外交一九九八年版』、一 三頁、および同編『中国外交一九九九年版』、一頁。
- (50)薩本望「大国関係与世界格局」『瞭望』一九九六年第五二期、四二 四三頁。
- (51) 黄政基「世界多極化趨勢不可抗拒」『国際戦略研究』一九九七年第四期、一 三頁。
- (52)万光「多種力量反覇権世界更趨多極化」『解放日報』一九九七年一月一〇日。
- (53)李静傑、前掲論文。
- (54)「銭其 在聯大発言時指出 加強軍事同盟無助于保障安全」上海『文匯報』一九九七年九月二 五日。
- (55)万光、前掲論文、 世亮「局部動蕩突出総体緩和難逆」『解放日報』一九九七年一月三日、 兪暁秋、前掲論文、および趙剛箴、前掲論文。
- (56) 兪邃「'97 重頭戲 大国関係調整」『世界知識』一九九八年第一期、六 七頁。
- (57)銭其 「二十一世紀に向けての中米関係を樹立」『北京週報』一九九七年第二○号、七 ー 一頁。
- (58)劉華秋、前掲論文。
- (59)胡平・劉万平「謀和平発展之大勢 '97中国外交述評」『解放軍報』一九九七年一二月二九日。一九九九年三月二四日以来の NATO によるユーゴスラビア空爆および五月七日のユーゴスラビア駐在の中国大使館にたいする「誤爆」を契機に、中国の米国にたいする批判が高まった。米中両国の「建設的な戦略パートナーシップ」の構築にむけた努力にたいする合意についても、中国国内に批判的な見解が多く現れた。こうした事態をして「戦略パートナーシップ」という枠組みが動揺しているとみることも可能であるが、本稿で指摘したように、「戦略パートナーシップ」という枠組みは、もともと既存の国際秩序を是認するものと現状打破を目指すものとの二律背反する側面を内包しているのであり、その一側面が表面化したに過ぎない。また、中国の指導者は「戦略パートナーシップ」という枠組みを否定していないのみならず、つねにその重要性を強調しているのである。米国にたいする厳しい批判をした論調は多くあるが、さしあたり次の文献を参照されたい。観察家「論美国覇権主義的新発展」『人民日報』一九九九年五月二七日、「美全球戦略下的世界走向」『人民日報』一九九九年六月一日、および張祝基「新炮艦政策折」『人民日報』一九九九年六月八日など。

出所:財団法人霞山会編『東亜』第 402 号 (2000 年 12 月号)。引用は原点からお願いします。

筆者:慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士課程。